

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止と業務の移管のお知らせ

本日（平成23年4月27日）、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成23年法律第26号）が公布され、独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日をもって廃止されることとなりました。

当機構の主な業務・施設は、平成23年10月1日に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から名称変更）、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び国に、次のとおり移管されますので、お知らせいたします。

業務・施設	移管先
職業能力開発総合大学校	高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校附属短期大学校 （ポリテクカレッジ）	高齢・障害・求職者雇用支援機構 （都道府県が希望し受入条件が整う場合、平成26年3月31日までの間、都道府県に移管）
職業能力開発促進センター （ポリテクセンター）	
雇用促進住宅	高齢・障害・求職者雇用支援機構
雇用管理・助成金業務	国（都道府県労働局）
勤労者財産形成促進業務 ※財形教育融資は廃止	勤労者退職金共済機構
雇用促進融資業務	勤労者退職金共済機構